

特定施設入居者生活介護利用契約書

(ホームステーションらいふ日野)

2018年 10月 1日作成

(契約表題部分)

● 契約締結日： 平成 年 月 日

● サービス提供施設（以下「ホーム」という）の表示

名称 ホームステーションらいふ日野

所在地 東京都日野市大字日野 1048-1

(指定特定施設入居者生活介護事業所：1373502820 号)

● 契約当事者の表示

利用入居者： _____ ㊟ (以下「入居者」という)

(男・女)

(明治・大正・昭和 年 月 日生まれ)

施設提供者：株式会社 らいふ 取締役 事業部長 小林 司 ㊟ (以下「事業者」という)

住所： 東京都品川区東品川 2-2-24

● 契約当事者以外の事項：(以下の者については、該当者がある場合に署名を求めることが望ましい)

契約立会人(1)： _____ ㊟

住所：

入居者との続柄： 配偶者・身元引受人・家族

(具体的に)

生活支援員・その他

(具体的に)

契約立会人(2)： _____ ㊟

住所：

入居者との続柄： 配偶者・身元引受人・家族

(具体的に)

生活支援員・その他

(具体的に)

契約立会人(3)： _____ ㊟

住所：

入居者との続柄： 配偶者・身元引受人・家族

(具体的に)

生活支援員・その他

(具体的に)

(前文)

入居者と事業者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という。）に定める指定特定施設入居者生活介護の利用にあたり、下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

(契約の目的)

第1条 事業者は、入居者に対し、ホームにおいて、介護保険法令等を厳守し、本契約の定めるところに従い、入居者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的として、指定特定施設入居者生活介護のサービスを提供します。

2. 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第3条及び第4条に定めるもの。以下同じ）は、別紙『介護サービス一覧』に定めるとおりとします。

(契約期間と更新)

第2条 本契約の有効期間は、

平成 年 月 日～平成 年 月 日

とします。

但し、上記の契約期間満了日以前に、入居者に関して介護保険法令等により行われる要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き（以下「要介護認定等」という）により、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2. 契約満了日の7日以上前までに入居者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

(介護保険給付対象サービスの内容)

第3条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、事業者が入居者に対して提供する、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいいます。

(介護保険給付対象外サービス)

第4条 本契約において、「保険給付対象外サービス」とは、前条に定める以外のサービスであって、別紙「重要事項説明書」の書面に定めるものをいいます。

(介護の場所)

第5条 事業者は、入居者に対し本契約に基づくサービスを、ホームにおける入居者の専用住戸において原則として提供します。

2. 事業者は、入居者に対しより適切な介護のため必要と判断する場合に、本契約に基づくサービスの場所をホーム内において変更することがあります。この場合、改めて建物賃貸借契約の締結を行います。

3. 前項の必要性の判断及び介護の場所の変更にあたっては、事業者は医師の意見を聴くとともに、入居者の意思を確認します。

第二章 介護サービスの内容確認とその手続き

(サービス内容の確認)

第6条 事業者は、入居者に対して、次の各号に定める事項について説明を行い、それについての入居者

の意思を確認します。

- 一、本契約第4条に定める「保険給付対象外サービス」に対して支払うべき費用の額への同意
- 二、本契約に基づくサービスの利用に関して、入居者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- 三、その他入居者は事業者において必要と考えられる事項

(特定施設サービス計画の作成・変更)

第7条 事業者は、介護保険法令等に基づき、入居者の「特定施設サービス計画」を作成する計画作成担当者を定めます。

2. 事業者は、前号の計画作成担当者が作成する「特定施設サービス計画」の作成、変更等について、入居者に対して説明し、協議し、同意を得た上で決定します。その内容は、入居者に対して書面を交付して確認するものとします。

第三章 事業者の義務

(事業者の守秘義務)

第8条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た入居者又はその家族等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

第四章 サービスの料金の支払い

(サービス利用料金)

第9条 入居者は、事業者に対して、介護保険法令等及び本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「重要事項説明書」(本契約第6条)及び「特定施設サービス計画」(本契約第7条)に基づき支払うものとします。

2. 事業者は、入居者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、入居者が支払うべき利用料の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

(利用料金の変更)

第10条 本契約第9条に定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、事業者は入居者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。

2. 本契約第9条に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、入居者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがあります。この場合、事業者はホームの所在する地域の発表する消費者の物価指数及び人件費を勘案するなどの手続きをとるものとします。

(証明書の交付)

第11条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、入居者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

2. 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は入居者に対して、当該証明書の使用目的や提供先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し入居者の生命・身体・

財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに入居者に対して損害を賠償します。但し、入居者に重大な過失がある場合は損害賠償額を減ずることができます。

第五章 契約の終了

(契約の終了事由)

第13条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一、入居者が死亡した場合
- 二、要介護認定等により入居者が要支援・自立と認定された場合
- 三、建物賃貸借契約が終了した場合
- 四、ホームが介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護の事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五、第14条から第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(事業者からの契約解除)

第14条 事業者は入居者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられた場合に、本契約を解除することがあります。

2. 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。

- 一、医師の意見を聴くこと。
- 二、一定の観察期間を設ける。
- 三、契約解除の通告について90日間の予告期間をおくこと。
- 四、前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認するとともに、建物賃貸借契約書で定める身元引受人等の意見を聴くこと。

3. 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払につき、入居者がしばしば遅延し、その支払いがない場合など、本契約における事業者と入居者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、90日間の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項の規定を準用します。

(入居者からの中途解約)

第15条 入居者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、入居者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に書面により通知するものとします。

(精算)

第16条 第13条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、入居者が、既に行われたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときには、契約終了日の翌々月10日までに精算するものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

第六章 苦情処理

(苦情処理)

- 第 17 条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する入居者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。
2. 入居者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立期間や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。
 3. 事業者は、前 2 項による苦情申立がなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、入居者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

第七章 その他

(緊急時における対応方法)

第 18 条 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものは、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力機関への連絡を行う等の必要な措置を行います。

(事故発生時の対応)

第 19 条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、東京都、区市町村等関係機関に連絡します。

(身体拘束廃止についての方針)

第 20 条 身体拘束は原則行いません。やむを得ず行わざるをえない場合は以下の条件・手順といたします。

【身体拘束を行う場合の必須条件】

- A. 切迫性 : 本人または他の入居者の生命、身体が危険にさらされる。
- B. 非代替性 : 身体拘束する以外に介護法がない。
- C. 一時性 : 身体拘束による制限が一時的である。

上記全ての条件を満たした場合においてのみ身体拘束を行う。

【やむを得ず身体拘束を行う場合の手続】

I 説明と同意

- ① A. B. C を全て満たしている場合のみ最小限度の身体拘束を行う。
- ② 解除することを目標に検討することを約束する。
- ③ 解除あるいは時間や拘束方法の変更が必要となった場合、家族へ再度説明・同意を得る。

II 日々の記録

- ① 「身体拘束の記録」を記録する。
- ② 「介護・看護記録」を記録する。

III 会議・勉強会

- ① 対象者がいる場合は「身体拘束禁止委員会・高齢者虐待防止委員会」を毎月行う。
- ② 経過観察・再検討記録を記録する。

(協議事項)

第 21 条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と入居者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第 22 条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、入居者及び事業者は予め合意します。

以上

介護サービス等の一覧表

介護を行う場所	要介護1～5		自立、要支援1及び要支援2	
	専用住戸		専用住戸	
	介護保険給付、月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	月額利用料金を含む(生活支援サービスによる)	その都度徴収するサービス
■基本サービス				
○生活相談	8時～18時随時	—	8時～18時随時	—
○状況把握(安否確認)				
・昼間 9時～17時	1時間毎に巡回	—	1時間毎に巡回	—
・夜間 17時～9時	2時間毎に巡回	—	2時間毎に巡回	—
○緊急時対応	24時間対応 入居者からのナースコール及び必要時	—	24時間対応 入居者からのナースコール及び必要時	—
○身辺介助	2時間おき及び随時のオムツ交換時の車椅子での移動介助	—	—	—
・体位交換	毎朝・夜および入浴時他、適宜	—	—	—
・居室からの移動	毎朝・夜および入浴時他、適宜	—	—	—
・衣類の着脱	毎朝・夜および入浴時他、適宜	—	—	—
・身だしなみ介助	毎朝・夜および入浴時他、適宜	—	—	—
○機能訓練	計画に基づき随時 ・可動域訓練 ・ADL訓練 ・歩行訓練 ・階段昇降	—	—	—
○来訪者の方のご案内	随時	—	随時	—
○電話のご連絡、案内	随時	—	随時	—
○郵便物・宅配便の受付、一時預り	随時	—	随時	—
○新聞の受付、保管	随時	—	随時	—
○新聞・雑誌閲覧(共有)	随時	—	随時	—
○金銭管理サービス	随時	—	—	—
○ゴミ収集	定時に収集(1回)	—	ご希望の方は、定時に収集(1回)	—
■入浴介助サービス				
○清拭	必要に応じ随時	—	—	—
○一般浴介助	原則週2回1階浴室にて入浴時見守りまたは介助	原則週3回目以降は1回に付4,320円	—	一時的のみ 円/1回 2,160
○特浴介助	身体的状況により週2回特浴介助	—	—	—
■排泄介助サービス				
○排泄介助	毎日5回及び随時	—	—	—
○おむつ交換	全面介助	—	—	—
○おむつ代	—	実費	—	—
■食事介助サービス				
○居室配膳・下膳	必要に応じ、見守りまたは介助 身体的状況により随時	—	—	—

選択サービス

■食事サービス	朝食 8:00～ 昼食 12:00～ おやつ 15:00～(月契約のみ提供) 夕食 18:00～ ・特別食	月契約。1日の喫食がない時のみ日割にて返金	ご希望の方のみ、食堂で食事を提供します。	月契約または希望時のみ提供
■洗濯サービス	月契約または都度毎利用が選択可	週2回	特定施設入居契約を締結していない場合、または規定回数以上のご利用は、1,620円/回(税込8%)	10,800円/月額(税込8%) 月契約 洗濯:週2回提供 清掃:週1回提供
■居室内清掃サービス	月契約または都度毎利用が選択可	週1回	—	一時的のみ1,620円/1回(税込8%)
■健康管理サービス	・健康相談 ・栄養相談 ・医師の往診 ・定期健診(健康診断)	都度 月1回、必要に応じ随時 月1回の指定往診 年2回の機会提供	— — 実費 実費	10,800円/月額(税込8%) 都度 月1回、必要に応じ随時 月1回の指定往診 年2回の機会提供
■理美容サービス	—	—	実費	— 実費
■買い物代行サービス等	・定期買い物 ・個人的な希望による買い物等	週1回 —	1,620円/30分(税込8%) 交通費実費徴収	— 1,620円/30分(税込8%) 交通費実費徴収
■付添いサービス	・医療費 ・移送サービス ・通院の介助(提携医への介助は無料)	— — —	実費 入退院への付き添い 1,620円/30分(税込8%) 交通費実費徴収 通院の付き添い 1,620円/30分(税込8%) 交通費実費徴収	— — — 実費 入退院への付き添い 1,620円/30分(税込8%) 交通費実費徴収 通院の付き添い 1,620円/30分(税込8%) 交通費実費徴収
■その他	・レクリエーション	週2回または随時	材料費等は実費	週2回または随時 材料費等は実費